

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和4年4月)

目次	改訂前		改訂後	
	目次		目次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総則		第1節 総則	
	1-1-1	適用 1-1	1-1-1	適用 1-1
	1-1-2	用語の定義 1-1	1-1-2	用語の定義 1-1
	1-1-3	設計図書の照査等 1-6	1-1-3	設計図書の照査等 1-6
	1-1-4	施工計画書 1-6	1-1-4	施工計画書 1-6
	1-1-5	CORINSへの登録 1-7	1-1-5	CORINSへの登録 1-7
	1-1-6	監督職員 1-8	1-1-6	監督職員 1-8
	1-1-7	工事用地等の使用 1-8	1-1-7	工事用地等の使用 1-8
	1-1-8	工事の着手 1-9	1-1-8	工事の着手 1-9
	1-1-9	工事の下請負 1-9	1-1-9	工事の下請負 1-9
	1-1-10	施工体制台帳 1-9	1-1-10	施工体制台帳 1-9
	1-1-11	受注者相互の協力 1-10	1-1-11	受注者相互の協力 1-10
	1-1-12	調査・試験に対する協力 1-10	1-1-12	調査・試験に対する協力 1-10
	1-1-13	工事の一時中止 1-11	1-1-13	工事の一時中止 1-11
	1-1-14	設計図書の変更 1-11	1-1-14	設計図書の変更 1-11
	1-1-15	工期変更 1-11	1-1-15	工期変更 1-11
	1-1-16	支給材料及び貸与品 1-12	1-1-16	支給材料及び貸与品 1-12
	1-1-17	工事現場発生品 1-13	1-1-17	工事現場発生品 1-12
	1-1-18	建設副産物 1-13	1-1-18	建設副産物 1-13
	1-1-19	工事完成図 1-13	1-1-19	工事完成図 1-14
	1-1-20	工事完成検査 1-14	1-1-20	工事完成検査 1-14
	1-1-21	既済部分検査等 1-14	1-1-21	既済部分検査等 1-15
	1-1-22	部分使用 1-15	1-1-22	部分使用 1-15
	1-1-23	施工管理 1-15	1-1-23	施工管理 1-15
	1-1-24	履行報告 1-16	1-1-24	履行報告 1-16
	1-1-25	工事関係者に対する措置請求 1-16	1-1-25	工事関係者に対する措置請求 1-16
	1-1-26	工事中の安全確保 1-16	1-1-26	工事中の安全確保 1-17
	1-1-27	爆発及び火災の防止 1-18	1-1-27	爆発及び火災の防止 1-19
	1-1-28	後片付け 1-19	1-1-28	後片付け 1-19
	1-1-29	事故報告書 1-19	1-1-29	事故報告書 1-19
	1-1-30	環境対策 1-19	1-1-30	環境対策 1-19
	1-1-31	文化財の保護 1-22	1-1-31	文化財の保護 1-22
	1-1-32	交通安全管理 1-22	1-1-32	交通安全管理 1-22
	1-1-33	施設管理 1-24	1-1-33	施設管理 1-25
	1-1-34	諸法令の遵守 1-24	1-1-34	諸法令の遵守 1-25

	改訂前	改訂後
目次	<p>1-1-35 官公庁等への手続等 1-27</p> <p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-28</p> <p>1-1-37 工事測量 1-28</p> <p>1-1-38 不可効力による損害 1-28</p> <p>1-1-39 特許権等 1-29</p> <p>1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-29</p> <p>1-1-41 臨機の措置 1-30</p> <p>1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-30</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-30</p>	<p>1-1-35 官公庁等への手続等 1-27</p> <p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-28</p> <p>1-1-37 工事測量 1-28</p> <p>1-1-38 不可効力による損害 1-29</p> <p>1-1-39 特許権等 1-29</p> <p>1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-30</p> <p>1-1-41 臨機の措置 1-30</p> <p>1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-30</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-31</p>

	改訂前	改訂後
P1-1	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、機械設備工事及び電気設備工事に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「大阪府都市整備部請負工事監督技術基準」および、「大阪府総務部契約局建設工事検査要領」または「大阪府都市整備部請負工事検査基準」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（令和元年5月13日改正 政令第15号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書、工事数量総括表、補足説明書及び質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、大阪府都市整備部（住宅建築局除く）が発注する機械設備工事及び電気設備工事に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「大阪府都市整備部請負工事監督技術基準」および、「大阪府総務部契約局建設工事検査要領」または「大阪府都市整備部請負工事検査基準」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書及び数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p>
P1-4	<p>21. 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。（中略）</p> <p>24. 情報共有システム</p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、出来形図、写真（ダイジェスト版）、施工計画書を除いては原則、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票のことをいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>26. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p>	<p>21. 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。（中略）</p> <p>24. 情報共有システム</p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票のことをいう。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>26. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
P1-6~P1-7	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>1) 工事名等</p> <p>2) 施工概要</p> <p>3) 施工範囲</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 官公庁関係届出書類予定表</p> <p>(4) 工場製作</p> <p>1) 組織表</p> <p>2) 製作会社一覧表</p> <p>3) 工場製作要領</p> <p>4) 工場製品確認要領</p> <p>5) 工場塗装</p> <p>6) 工場製作写真撮影要領</p> <p>7) 機器保管要領</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>1) 工事名等</p> <p>2) 施工概要</p> <p>3) 施工範囲</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 官公庁関係届出書類予定表</p> <p>(4) 工場製作</p> <p>1) 組織表</p> <p>2) 製作会社一覧表</p> <p>3) 工場製作要領</p> <p>4) 工場製品確認要領</p> <p>5) 工場塗装要領</p> <p>6) 工場溶接要領</p> <p>7) 工場製作写真撮影要領</p> <p>8) 機器保管要領</p> <p>(以下省略)</p>
P1-8	<p>1-1-5 CORINS への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を CORINS から監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1-1-5 CORINS への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を CORINS から監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>

	改訂前	改訂後
<p>P1-9</p>	<p>1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 (中略) 1-1-10 施工体制台帳 1.一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月20日付け国官技第62号、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について」、「施工体制台帳の作成等について」(平成31年3月29日付け国土建第499号、500号)及び「施工体制台帳等活用マニュアル」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2.施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 2-1.作業員名簿 第1項の受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について」(平成24年7月4日付け国土建第133号、国土建第70号)及び「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」に従って記載した作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員から指示があった場合は提示しなければならない。 3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p>	<p>1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。 (中略) 1-1-10 施工体制台帳 1.一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2.施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 (削除) 3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p>

改訂前		改訂後
P1-10	<p>1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (中略)</p> <p>3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工合理化調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>	<p>1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が国の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (中略)</p> <p>3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が国の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工合理化調査 受注者は、当該工事が国の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>
P1-11	<p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 基本計画書の作成 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 基本計画書の作成 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>
P1-13	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 (中略)</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 (次ページへ続く)</p>	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 (中略)</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (次ページへ続く)</p>

	改訂前	改訂後
<p>P1-13~14</p>	<p>(追加)</p> <p>1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出 (中略)</p> <p>4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p>	<p>7. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出 (中略)</p> <p>4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(3) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(4) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>
<p>P1-15</p>	<p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (中略)</p> <p>1-1-22 部分使用</p> <p>1. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査(確認)でも良い。</p>	<p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (中略)</p> <p>1-1-22 部分使用</p> <p>1. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p>

改訂前		改訂後	
P1-16	<p>1-1-23 施工管理</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>1-1-23 施工管理</p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	
P1-17	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月 31)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 3 年 3 月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	
P1-18	<p>8. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない (中略)</p> <p>12. 工事関係者の連絡会議</p> <p>受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法(平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号)第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>8. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 (中略)</p> <p>12. 工事関係者の連絡会議</p> <p>受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
P1-20	<p>1-1-30 環境対策 (中略)</p> <p>5. 水中への落下防止措置</p> <p>受注者は、水中に工事事資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 (次ページへ続く)</p>	<p>1-1-30 環境対策 (中略)</p> <p>5. 水中への落下防止措置</p> <p>受注者は、水中に工事事資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 (次ページへ続く)</p>	

	改訂前	改訂後
<p>P1-20</p>	<p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号)に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号)に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>P1-23</p>	<p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(中略)</p> <p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」(平成5年7月19日付け建設省技調発第161号、建設省営監発第32号)に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(中略)</p> <p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、</p> <p>(以下、省略)</p>

改訂前		改訂後																																			
P1-24	<p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 30 年 1 月 4 日改正 政令第 1 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>																																			
	<p>表 1-3 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては 4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては 4.1m）	重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	<p>表 1-3 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）	重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径
車両の諸元	一般的制限値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m（道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては 4.1m）																																				
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				
車両の諸元	一般的制限値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）																																				
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				

改訂前		改訂後
P1-25	1-1-34 諸法令の遵守	1-1-34 諸法令の遵守
	1. 諸法令の遵守	1. 諸法令の遵守
	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。
	(1) 地方自治法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(1) 地方自治法 (令和3年9月改正 法律第37号)
	(2) 建設業法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第37条)
	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
	(4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)
	(5) 労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号)	(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(6) 作業環境測定法 (平成29年5月改正 法律第41号)	(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)
	(8) 雇用保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)
	(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正 法律第31号)	(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)
	(10) 健康保険法 (平成30年7月改正 法律第79号)	(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)
	(11) 中小企業退職金共済法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成30年7月改正 法律第71号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)
	(14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号)	(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第52条)
	(15) 道路交通法 (平成30年3月改正 法律第6号)	(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第36号)
	(16) 道路運送法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(16) 道路運送法 (令和2年3月改正 法律第5号)
	(17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正 法律第40号)	(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(21) 海岸法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号)	(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)
	(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)	(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)
(24) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)	
(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	
(26) 航空法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	

	改訂前	改訂後
P1-26	(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
	(28) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
	(29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)	(29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
	(30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)	(30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)
	(31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(31) 火薬類取締法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
	(32) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)
	(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
	(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
	(38) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)	(38) 文化財保護法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)
	(40) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
	(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)
	(42) 測量法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(42) 測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
	(43) 建築基準法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(43) 建築基準法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号)
	(中略)	(中略)
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年 5 月改正 法律第 18 号)
	(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)
	(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
	(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)
	(55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(55) 自然公園法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)
	(58) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
(59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(59) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(60) 漁業法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 75 号)	(60) 漁業法 (令和元年 5 月改正 法律第 1 号)	
(61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(61) 空港法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(63) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	
(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(64) 航路標識法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 42 号)	

	改訂前	改訂後
<p>P1-27</p>	<p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(67) 職業安定法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(68) 所得税法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(70) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(72) 電波法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 33 号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)</p> <p>(82) 海洋基本法 (平成 28 年 4 月改正 法律第 33 号)</p> <p>(83) 有線電気通信法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(84) 電気通信事業法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(85) 電気工事士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(67) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和 2 年 3 月改定 法律第 8 号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(71) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)</p> <p>(72) 電波法 (令和 2 年 4 月改正 法律第 23 号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(82) 海洋基本法 (平成 28 年 4 月改正 法律第 33 号)</p> <p>(83) 有線電気通信法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(84) 電気通信事業法 (令和 2 年 5 月改正 法律第 30 号)</p> <p>(85) 電気工事士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>

改訂前		改訂後
<p>P1-29</p>	<p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 (中略)</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 (中略)</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他 契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものを</p>	<p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 (中略)</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 (中略)</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものを</p>

	改訂前	改訂後
附-1	<p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用</p> <p>1. 請負必携等の適用</p> <p>大阪府都市整備部発注の工事の施工にあたっては、工事毎に定めた特記仕様書によるほか、「機械・電気設備請負工事必携」（以下「請負必携等」という。）によるものとする。</p> <p>なお、請負必携等は大阪府都市整備部のホームページに掲載している。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用</p> <p>1. 請負必携等の適用</p> <p>大阪府都市整備部（住宅建築局除く）発注の工事の施工にあたっては、工事毎に定めた特記仕様書によるほか、「機械・電気設備請負工事必携」（以下「請負必携等」という。）によるものとする。</p> <p>なお、請負必携等は大阪府都市整備部のホームページに掲載している。</p>
附-3	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>5. マニフェスト</p> <p>（中略）</p> <p>(2)受注者は、建設廃棄物の処理を電子マニフェストを活用して管理する場合、検査時及び監督職員等から請求があったときは以下のいずれかの資料を提示または提出するものとする。</p>	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>5. マニフェスト</p> <p>（中略）</p> <p>(2)受注者は、建設廃棄物の処理について、電子マニフェストを活用して管理する場合、検査時及び監督職員等から請求があったときは以下のいずれかの資料を提示または提出するものとする。</p>
附-4	<p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等</p> <p>4. 確認及び立会の時間</p> <p>監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の執務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（省略）</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認（機器確認、材料確認含む）は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、別表附-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。なお、機器確認および材料確認は、工事現場へ搬入時に実施するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施についての通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した個所に係る監督職員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工個所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等</p> <p>4. 確認及び立会の時間</p> <p>監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（省略）</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認（機器確認、材料確認含む）は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、別表附-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。なお、機器確認および材料確認は、工事現場へ搬入時に実施するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施についての通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した個所に係る監督職員の確認を受けた書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工個所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>
附-5	<p>1-附-8 技術検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、技術検査とは、大阪府総務部契約局建設工事検査要領または大阪府都市整備部請負工事検査基準に基づく、技術検査を受けなければならない。</p>	<p>1-附-8 技術検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、大阪府総務部契約局建設工事検査要領または大阪府都市整備部請負工事検査基準に基づく、技術検査を受けなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
附-5	<p>1-附-8 技術検査</p> <p>5. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、共通事項附則1-附-4第2項の規定を準用する</p>	<p>1-附-8 技術検査</p> <p>5. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、共通事項附則1-附-5第2項の規定を準用する。</p>
附-7	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>4. 安全工事施工推進体制表兼施工体系図 受注者は、契約後速やかに「安全工事施工推進体制表兼施工体系図」を土木請負工事必携に定める様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>4. 安全工事施工推進体制表兼施工体系図 受注者は、契約後速やかに「安全工事施工推進体制表兼施工体系図」を機械・電気設備請負工事必携に定める様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>
附-10	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</p> <p>「適切に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。</p>	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</p> <p>「適切に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。</p>
附-11	<p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定</p> <p>1. 技術規定 受注者は、機器及び材料を設計、製作し、施工するに当たり、次の主な諸技術規定を適用するものとする。</p> <p>(1) 日本工業規格（JIS）</p>	<p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定</p> <p>1. 技術規定 受注者は、機器及び材料を設計、製作し、施工するに当たり、次の主な諸技術規定を適用するものとする。</p> <p>(1) 日本産業規格（JIS）</p>
附-13	<p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 建設業退職金共済制度</p> <p>(1) 受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」（平成10年10月5日）に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。なお、共済証紙貼付け方式ではなく電子申請方式による場合は、同指導事項の内容の内、適合しない部分は適宜内容を読替えて運用するものとする「掛金充当書」。</p>	<p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 建設業退職金共済制度</p> <p>(1) 受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」（平成10年10月5日）に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。なお、共済証紙貼付け方式ではなく電子申請方式による場合は、同指導事項の内容の内、適合しない部分は適宜内容を読替えて運用するものとする。</p>
附-16	<p>1-附-18 個人情報の取扱い</p> <p>4. 教育の実施 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。</p>	<p>1-附-18 個人情報の取扱い</p> <p>4. 教育の実施 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本規定における作業従事者が遵守すべき事項その他必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
附-18	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p>	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p>
附-19	<p>1-附-20 配置技術者の取扱い</p> <p>2. 配置技術者の雇用確認</p> <p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p>	<p>1-附-20 配置技術者の取扱い</p> <p>2. 配置技術者の雇用確認</p> <p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。万一、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p>
附-20	<p>1-附-22 施工体制台帳</p> <p>3. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場で工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、土木請負工事必携に定める様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、その掲示状況を写真で撮影し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 工事元請下請関係適正化指導要綱</p> <p>受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。</p> <p>5. 警備会社</p> <p>警備会社においては、建設業法の下請け契約には該当しませんが、交通安全管理上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制台帳、施工体系図へ記載しなければならない。</p>	<p>1-附-22 施工体制台帳</p> <p>3. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場で工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、機械・電気設備請負工事必携に定める様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、その掲示状況を写真で撮影し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 工事元請下請関係適正化指導要綱</p> <p>受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。</p> <p>5. 警備会社</p> <p>警備会社においては、建設業法の下請け契約には該当しないが、交通安全管理上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制台帳、施工体系図へ記載しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後		
附-24	別表附-1 段階確認一覧表 別表附-1-1 (一般事項)	別表附-1 段階確認一覧表 別表附-1-1 (一般事項)		
	種 別	細 別	種 別	細 別
	指定仮設工		指定仮設工	
	機械・電気機器基礎	差し筋 はつり (目荒し) 基礎鉄筋との溶接 配筋 型枠 コンクリート打設	機械・電気機器基礎 墨出し 差し筋 はつり (目荒し) 基礎鉄筋との溶接 配筋 型枠 コンクリート打設 アンカー引抜試験	
	給排水空気等配管	掘削 サポート取付 配管 フラッシング・耐圧 埋設シート 埋戻	給排水空気等配管 掘削 サポート取付 配管 フラッシング・耐圧 埋設シート 埋戻	
	電気配管配線	掘削 配管 埋設シート 埋戻 配線・端末処理 絶縁測定 耐圧試験 (高圧以上)	電気配管配線 掘削 配管 埋設シート 埋戻 配線・端末処理 絶縁測定 耐圧試験 (高圧以上)	
	機器据付	墨出し 芯出し レベル (水平、平行含む) 調整	機器据付 (機械) 墨出し 芯出し レベル (水平、平行含む) 調整	
	電気盤据付	レベル調整 母線接続 絶縁測定 耐圧試験 (高圧以上)	機器据付 (電気) 墨出し レベル調整 母線接続 絶縁測定 耐圧試験 (高圧以上)	
	試運転	単体試験 シーケンスチェック 組合試験 総合試運転	試運転 単体試験 シーケンスチェック 組合試験 総合試運転	
	接地極布設	掘削 接地板設置 接地抵抗測定	接地極布設 掘削 接地板設置 接地抵抗測定	

附-28	減速機 電動機 ディーゼル機関 タービン機関	架台及び減速機（電動機）・機関の一次芯出し（基礎鉄筋との溶接） 二次芯出し 出来形 試運転	減速機 電動機 ディーゼル機関 タービン機関	架台及び減速機（電動機）・機関の一次芯出し（基礎鉄筋との溶接） 二次芯出し 出来形 試運転
	地下燃料タンク	基準線の設定（墨出し） タンク搬入（消防検査） アンカーボルト締付 上蓋打設（打設前・・・消防検査、配筋等） マンホール蓋設置（消防検査） 出来形 試運転	地下燃料タンク	基準線の設定（墨出し） アンカーボルト締付 出来形 試運転
	直結式多段ターボブロワ 歯車増速式単段ターボブロワ ロータリー（ルーツ式）ブロワ 誘引ファン	基準線の設定（墨出し） 二次芯出し 出来形 試運転	直結式多段ターボブロワ 歯車増速式単段ターボブロワ ロータリー（ルーツ式）ブロワ 誘引ファン	基準線の設定（墨出し） 二次芯出し 出来形 試運転
	冷却塔	基準線の設定（墨出し） 基礎製作 芯出し 出来形 試運転	冷却塔	基準線の設定（墨出し） 基礎製作 芯出し 出来形 試運転
	空気ろ過設備	基準線の設定（墨出し） 基礎製作 芯出し 出来形 試運転	空気ろ過設備	基準線の設定（墨出し） 基礎製作 芯出し 出来形 試運転
	汚泥掻寄機	基準線の設定（墨出し） 池底レール据付（スパン及びレールの高低の調整） 池底コンクリートと池底レール上面の隙間調整 軸据付（基礎鉄筋との溶接） ガイドレール据付 駆動部据付（基礎鉄筋との溶接） 出来形 試運転	汚泥掻寄機	基準線の設定（墨出し） 池底レール据付（スパン及びレールの高低の調整） 池底コンクリートと池底レール上面の隙間調整 軸据付（基礎鉄筋との溶接） ガイドレール据付 駆動部据付（基礎鉄筋との溶接） 出来形 試運転
			手動・電動スカムスキマ	基準線の設定（墨出し） 貫通スリーブ・本体・駆動装置据付（はつり、基礎鉄筋との溶接） 出来形 試運転

	改訂前		改訂後	
附-31	特高受変電設備	引込電路築造経路 外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 床・配線ピット築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等）	特高受変電設備	引込電路築造経路 外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 床・配線ピット築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等） 試運転
	高压受変電設備	引込電路築造経路 外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 床・配線ピット築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等）	高压受変電設備	引込電路築造経路 外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 床・配線ピット築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等） 試運転
	運転操作設備	外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等）	運転操作設備	外構工事布設方法、経路、状況 機器基礎築造 機器据付状況、母線接続 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等） 試運転
	計装設備	基礎築造 機器据付状況、計装配管接続	計装設備	基礎築造 機器据付状況、計装配管接続 試運転
	監視制御設備	レベルの確認 フロア取付・調整 機器取付状況 各種試験（一般外観、総合動作試験等）	監視制御設備	レベルの確認 フロア取付・調整 機器取付状況 各種試験（一般外観、総合動作試験等）
	自家発電設備	機器基礎築造 本体・補機据付状況 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等）	自家発電設備	機器基礎築造 本体・補機据付状況 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等） 試運転
	通信設備	布設方法、経路、状況 機器基礎築造 機器据付状況 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等）	通信設備	布設方法、経路、状況 機器基礎築造 機器据付状況 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗等） 試運転
	照明設備	布設方法、経路、状況 位置の確認 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗、照度測定等）	照明設備	布設方法、経路、状況 位置の確認 各種試験（接地抵抗、絶縁抵抗、照度測定等） 試運転

	改訂前	改訂後																																																																																																									
P 3-5	<p>第4節 電動機</p> <p>1-4-1 電動機の準拠規格</p> <p>1. 電動機の準拠規格は表8に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p>表8 電動機の準拠規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格 番 号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回転電気機械</td> <td>JIS C 4034 -1、5、6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用单相誘導電動機</td> <td>JIS C 4203</td> <td>一般用)</td> </tr> <tr> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機</td> <td>JIS C 4210</td> <td>一般用E種</td> </tr> <tr> <td>一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル</td> <td>JEM 1313</td> <td>一般用)</td> </tr> <tr> <td>工業用直流電動機の騒音レベル</td> <td>JEM 1319</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧延補機及びクレーン用直流電動機</td> <td>JEM 1109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧延用直流電動機</td> <td>JEM 1157</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用直流電動機</td> <td>JEM 1170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法</td> <td>JEM 1201</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機</td> <td>JEM 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動機定格出力の標準</td> <td>JEM 1188</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法</td> <td>JEM 1380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル</td> <td>JEM 1381</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法</td> <td>JEM 1400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法</td> <td>JEM 1401</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導機</td> <td>JEC 2110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格 番 号	備 考	回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6		一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)	一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種	一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)	工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319		圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109		圧延用直流電動機	JEM 1157		工業用直流電動機	JEM 1170		安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201		クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202		電動機定格出力の標準	JEM 1188		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381		一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400		一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401		誘導機	JEC 2110		<p>第4節 電動機</p> <p>1-4-1 電動機の準拠規格</p> <p>1. 電動機の準拠規格は表8に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p>表8 電動機の準拠規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格 番 号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回転電気機械</td> <td>JIS C 4034 -1、5、6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用单相誘導電動機</td> <td>JIS C 4203</td> <td>一般用)</td> </tr> <tr> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機</td> <td>JIS C 4210</td> <td>一般用E種</td> </tr> <tr> <td>低圧三相かご形誘導電動機 - 低圧トッランナーモータ</td> <td>JIS C 4213</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル</td> <td>JEM 1313</td> <td>一般用)</td> </tr> <tr> <td>工業用直流電動機の騒音レベル</td> <td>JEM 1319</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧延補機及びクレーン用直流電動機</td> <td>JEM 1109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧延用直流電動機</td> <td>JEM 1157</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用直流電動機</td> <td>JEM 1170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法</td> <td>JEM 1201</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機</td> <td>JEM 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動機定格出力の標準</td> <td>JEM 1188</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法</td> <td>JEM 1380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル</td> <td>JEM 1381</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法</td> <td>JEM 1400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法</td> <td>JEM 1401</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導機</td> <td>JEC 2110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格 番 号	備 考	回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6		一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)	一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種	低圧三相かご形誘導電動機 - 低圧トッランナーモータ	JIS C 4213		一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)	工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319		圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109		圧延用直流電動機	JEM 1157		工業用直流電動機	JEM 1170		安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201		クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202		電動機定格出力の標準	JEM 1188		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381		一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400		一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401		誘導機	JEC 2110	
呼 称	規 格 番 号	備 考																																																																																																									
回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6																																																																																																										
一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)																																																																																																									
一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種																																																																																																									
一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)																																																																																																									
工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319																																																																																																										
圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109																																																																																																										
圧延用直流電動機	JEM 1157																																																																																																										
工業用直流電動機	JEM 1170																																																																																																										
安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201																																																																																																										
クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202																																																																																																										
電動機定格出力の標準	JEM 1188																																																																																																										
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380																																																																																																										
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381																																																																																																										
一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400																																																																																																										
一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401																																																																																																										
誘導機	JEC 2110																																																																																																										
呼 称	規 格 番 号	備 考																																																																																																									
回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6																																																																																																										
一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)																																																																																																									
一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種																																																																																																									
低圧三相かご形誘導電動機 - 低圧トッランナーモータ	JIS C 4213																																																																																																										
一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)																																																																																																									
工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319																																																																																																										
圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109																																																																																																										
圧延用直流電動機	JEM 1157																																																																																																										
工業用直流電動機	JEM 1170																																																																																																										
安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201																																																																																																										
クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202																																																																																																										
電動機定格出力の標準	JEM 1188																																																																																																										
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380																																																																																																										
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381																																																																																																										
一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400																																																																																																										
一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401																																																																																																										
誘導機	JEC 2110																																																																																																										

	改訂前	改訂後
P 3 - 1 9	<p>2-2-5 据付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、据付に先立ち、施工計画書に基づいて据付の順序、方法工程等について監督職員と打合せを行わなければならない。 2. 受注者は、設備の据付の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。 万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧又は修復するものとする。 3. 受注者は、設備の据付を実施するに当たり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたす恐れがある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 4. 据付は、運転監視、保守点検が容易、かつ、安全で合理的能率的に行えるように据付けなければならない。なお、必要箇所は、全て危険防止の処置を行わなければならない。 5. 他の施設物防護並びに施工上必要な臨時取り壊し物の復旧及び仮施設等は、受注者が行なうものとする。 6. 重量の大きい機器の搬入に際しては、日程、搬入方法、据付方法等施工要領を取り纏め、監督職員に提出し、承諾を得た後、施工しなければならない。 7. 各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督職員と十分協議し、位置の墨出し後、監督職員の確認を得てから着手し、据付に必要な据付基準点を監督職員立会いのもとに確認しなければならない。 8. 機器の据付に当たっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板ライナーを用いて、完全に水平垂直に芯出し調整を行わなければならない。 なお、機器の据付後、芯出し記録を監督職員に提出しなければならない。 9. 主要機器等は、特に地震力、重荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損等を起こさないよう十分な強度を有する基礎ボルトで強固に固定しなければならない。 10. 現地取合加工をする場合は、丁寧にけがき作業を行い、加工するものとするが、やむを得ずガス切断を行う場合は、グラインダー等にて仕上げを施すものとする。 	<p>2-2-5 据付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、据付に先立ち、施工計画書に基づいて据付の順序、方法工程等について監督職員と打合せを行わなければならない。 2. 受注者は、設備の据付の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。 万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧又は修復するものとする。 3. 受注者は、設備の据付を実施するに当たり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたす恐れがある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 4. 据付は、運転監視、保守点検が容易、かつ、安全で合理的能率的に行えるように据付けなければならない。なお、必要箇所は、全て危険防止の処置を行わなければならない。 5. 他の施設物防護並びに施工上必要な臨時取り壊し物の復旧及び仮施設等は、受注者が行なうものとする。 6. 重量の大きい機器の搬入に際しては、日程、搬入方法、据付方法等施工要領を取り纏め、監督職員に提出し、承諾を得た後、施工しなければならない。 7. 各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督職員と十分協議し、位置の墨出し後、監督職員の確認を得てから着手し、据付に必要な据付基準点を監督職員立会いのもとに確認しなければならない。 8. 機器の据付に当たっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板ライナーを用いて、完全に水平垂直に芯出し調整を行わなければならない。 なお、機器の据付後、芯出し記録を監督職員に提出しなければならない。 9. 主要機器等は、特に地震力、重荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損等を起こさないよう十分な強度を有する基礎ボルトにより、鉄筋コンクリートの基礎・床・壁又は設備用基礎に緊結することを原則とする。 10. 現地取合加工をする場合は、丁寧にけがき作業を行い、加工するものとするが、やむを得ずガス切断を行う場合は、グラインダー等にて仕上げを施すものとする。